（案の１）

○農林水産省令第　　号

外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条ただし書及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条第一項ただし書の規定に基づき、外国人漁業の規制に関する法律施行規則及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

農林水産大臣　武部　新

外国人漁業の規制に関する法律施行規則及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（外国人漁業の規制に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　外国人漁業の規制に関する法律施行規則（昭和四十二年農林省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応

する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（軽易な水産動植物の採捕） 第二条　法第三条ただし書の農林水産省令で定める軽易な水産動植物の採捕は、次に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕で、第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げるものにあつては総トン数三トン未満の船舶により若しくは船舶によらないで行うもの又は適法に我が国に在留する外国人（法第三条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）が外国人以外のものであつて、漁業を行うもの又は人に水産動植物の採捕をさせる業を営むものの管理の下に総トン数三トン以上の日本船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶並びに同条第三号及び第四号に規定する法人以外の日本法人又は日本国民でない者が所有する船舶であつて、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第三条第一項の規定により遊漁船業の登録を受けた者が使用する同法第二条第二項に規定する遊漁船をいう。）により行うものとする。ただし、第六号に掲げるものにあつては、農林水産大臣が別に定めて告示する水域及び期間において行うものに限るものとする。 一　竿釣又は手釣 二　たも網又は叉手網 三　投網（船舶によらないで行うものに限る。） 四　やす又は具 五　徒手採捕 六　ひき縄釣	（軽易な水産動植物の採捕） 第二条　法第三条ただし書の農林水産省令で定める軽易な水産動植物の採捕は、次に掲げる水産動植物の採捕で、第一号、第二号及び第四号に掲げるものにあつては総トン数三トン未満の船舶により若しくは船舶によらないで行うもの又は適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者（人に水産動植物の採捕をさせることを業とする者を含む。）の管理の下に総トン数三トン以上の日本船舶により行うものと、第三号に掲げるものにあつては船舶によらないで行うものとする。ただし、第四号に掲げるものにあつては、農林水産大臣が別に定めて告示する水域及び期間において行うものに限るものとする。 一　さおづり又は手づりによる水産動植物の採捕 二　たも網、叉手網、やす及びは具以外の漁具を使用しないで行う水産動植物の採捕 三　投網による水産動植物の採捕 （新設） （新設） 四　ひき縄づりによる水産動植物の採捕

（排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則（平成八年農林水産省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（軽易な水産動植物の採捕） 第一条　排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽易な水産動植物の採捕は、次に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕で、第一号及び第三号から第五号までに掲げるものにあっては総トン数三トン未満の船舶により行うもの又は適法に我が国に在留する外国人が外国人以外のものであって、漁業を行うもの又は人に水産動植物の採捕をさせる業を営むものの管理の下に総トン数三トン以上の日本船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶並びに同条第三号及び第四号に規定する法人以外の日本法人又は日本国民でない者が所有する船舶であって、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第三条第一項の規定により遊漁船業の登録を受けた者が使用する同法第二条第二項に規定する遊漁船をいう。以下同じ。）により行うものと、第二号及び第六号に掲げるものにあっては適法に我が国に在留する外国人が外国人以外のものであって、漁業を行うもの又は人に水産動植物の採捕をさせる業を営むものの管理の下に日本船舶により行うものとする。ただし、第六号に掲げるものにあっては、農林水産大臣が別に定めて告示する海域及び期間において行うものに限るものとする。 一　竿釣又は手釣（次号に掲げるものを除く。） 二　竿釣又は手釣のうちまき餌釣 三　たも網又は叉手網 四　やす又はは具 五　徒手採捕 六　ひき縄釣	（軽易な水産動植物の採捕） 第一条　排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽易な水産動植物の採捕は、次に掲げる水産動植物の採捕で、第一号及び第三号に掲げるものにあっては総トン数三トン未満の船舶により行うもの又は適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者（人に水産動植物の採捕をさせることを業とする者を含む。以下この条において同じ。）の管理の下に総トン数三トン以上の日本船舶により行うものと、第二号及び第四号に掲げるものにあっては適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者の管理の下に日本船舶により行うものとする。ただし、第四号に掲げるものにあっては、農林水産大臣が別に定めて告示する海域及び期間において行うものに限るものとする。 一　さおづり又は手づりによる水産動植物の採捕（次号に掲げるものを除く。） 二　さおづり又は手づりのうちまき餌づりによる水産動植物の採捕 三　たも網、叉手網、やす及びは具以外の漁具を使用しないで行う水産動植物の採捕 （新設） （新設） 四　ひき縄づりによる水産動植物の採捕

附　則

この省令は、公布の日から施行する。